

原発を維持・推進する「エネルギー基本計画」の撤回を求める意見書

政府は4月11日、「エネルギー基本計画」を閣議決定した。原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、将来にわたって原発を維持・推進する方針を示した。

「基本計画」には、「世界で最も厳しい水準の規制基準」に適合した原発の再稼働を進めることが明記された。福島原発事故はいまだに収束しておらず、13万人を超える方々が避難生活を強いられているなかでの再稼働など論外である。規制基準は事故の教訓を踏まえたものではなく、規制基準に合格したからといって「事故ゼロ」を保証するものでないことは、原子力規制委員長が繰り返し発言している。

「基本計画」は、原発を「重要なベースロード電源」と位置付ける理由として、「コストが低廉で供給が安定している」ことをあげているが、「核のゴミ」や事故処理の費用を含めれば、原発は決して「安価」でも「安定的」でもない。「基本計画」はまた「もんじゅ」をはじめ核燃料サイクルの推進を明記している。すでに破たんは明らかで、何の技術的な展望もなく、危険極まりない同事業はただちに中止すべきである。

大飯原発の運転差し止めを命じた福井地裁判決は、原発は他の技術と異なり、いったん事故が起きれば長期にわたって広範囲に被害を及ぼす原発の本質的な危険を指摘した。国はこの判決を重く受け止め、「エネルギー基本計画」は撤回し、原発に依存しないエネルギー政策を確立するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。